

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 指定医療機関の辞退
医療機関の指定
土地改良区の設立認可
道路の区域変更

◇公安規則 警察職員の設定の配分に関する規則の一部改正

告示

鳥取県告示第三百七十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六

指定年月日 名称

昭和三十五年八月五日 中尾小児科医院

松野医院

野津医院

条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつた。

昭和三十五年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 名称 所在地

昭和三十五年七月二十九日 国府町国民健康保険 岩美郡国府町
直営診療所 大字中河原

鳥取県告示第三百七十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十五年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

所在地 管轄保健所名

米子市西福原二 米子保健所

境港市京町三四ノ一

岩美郡国府町谷 鳥取保健所

七月三十日 中河原診療所

鳥取県告示第三百八十号

昭和三十五年五月二十三日付けで米子市和田町大西節夫ほか十六人の者から申請のあつた米子市和田土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十五年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧に供する期間

中河原

昭和三十五年八月十三日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 米子市役所和田出張所

鳥取県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項、同法第二十七条第一項及び道路法施行令（昭和二十七年政令四百七十九号）第三十九条の規定に基づき、中国地方建設局長が次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十五年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	旧新別	敷地の幅員	延長	備	考
-------	-----	---	---	-----	-------	----	---	---

公安委員会規則

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年八月十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第六号

一級国道	九号	鳥取県東伯郡大栄町大字六尾字夢地二一四ノ四から東伯郡大栄町大字八橋字御城ノ東九三四ノ四まで	新	九、八ノ二八	八、三六〇	改築のため在来道路から分岐
"	"	西伯郡大山町大字保田字横枕一九八から淀江町大字淀江中抜六七三ノ一まで	新	一〇、三ノ一五、八	一、四二〇	改築のため在来道路から分岐
"	"	東伯郡泊村大字字谷字二ノ嶋ノ上一四三ノ二から羽合町大字字野字石脇七〇五ノ二まで	新	四、五ノ七	九〇〇	在来道路を拡幅
"	"	米子市西福原字西原新町道東五四八ノ八から錦町一丁目一番地まで	新	一一ノ一五	九二〇	在来道路を拡幅
"	"		旧	一一ノ二六	九二〇	在来道路を拡幅

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則（昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別紙」を「別表」に改める。

別紙を次のように改める。

別表 定 員 配 置 表

職員別 課(校)署別	警 察 官						計	一職 般員
	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查			
秘書課	1	1	1				3	4
会計課	1	1					2	17
警務課	2	2	5	1			10	22
教養課	1	1	2	1	1		6	5
捜査課	2	4	5	7			18	4
防犯課	1	2	4	3			10	6
鑑識課	1	1	2	3	1		8	17
警備課	1	4	6	16			27	5
交通課	2	2	4	4	3		15	9
警察学校	1	1	2	1	20		25	4
小計	13	19	31	36	25		124	93
岩井署	1	1	2	4	13		21	3
鳥取署	1	5	7	22	80		115	9
郡家署	1	2	5	5	32		45	6
智頭署	1	1	2	3	14		21	2
浜村署	1	1	3	4	15		24	4
倉吉署	1	4	6	14	58		83	10
八橋署	1	1	3	5	20		30	5
米子署		5	8	23	88		124	14
境港署	1	3	4	4	26		38	8
溝口署	1	1	3	3	13		21	2
黒坂署	1	1	2	5	15		24	2
小計	10	25	45	92	374		546	65
合計	23	44	76	128	399		670	158

- (備考) 1 警務課の警部補定員には、入校生要員(3名)を含む。
 2 警察学校の巡查定員は、新任者として教育訓練中のものである。

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

印刷者

鳥取県鳥取市東町二丁目
 鳥取県鳥取市栗谷町
 印刷所
 鳥取県鳥取市栗谷町
 印刷所
 印刷費二〇円(送料共)